



2024年11月12日

各 位

会社名： 株式会社アイティフォー  
代表者名： 代表取締役社長 佐藤 恒徳  
(証券コード：4743 東証プライム)  
問合せ先： 取締役執行役員管理本部長 中山 かつお  
(電話：03-5275-7841)

## 従業員に対する株式報酬制度（RS信託）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員（以下「従業員」といいます。）に対し、信託を用いたインセンティブ・プランであるRS信託（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度導入の目的

本制度は、従業員に対する福利厚生制度を拡充させリテンションを図るとともに、10年ビジョンである「HIGH FIVE 2033」の実現に向けて、従業員の当社業績や株価上昇への意識を高め、オーナーシップと経営参画意識を醸成し、経営と従業員が一体となって取り組んでいくことにより、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上につなげることを目的に導入いたします。

#### 2. 本制度の概要

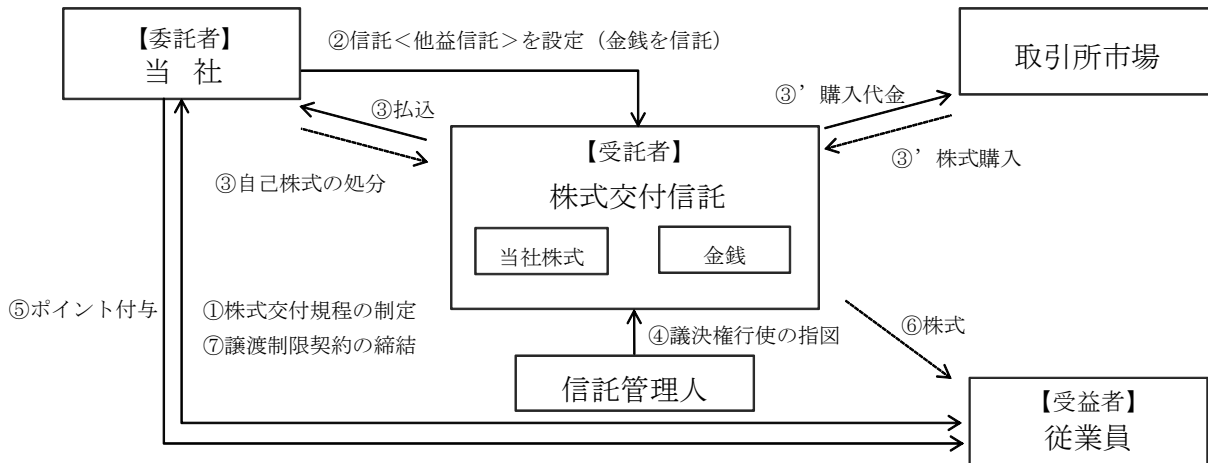
本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）の受託者が、当該金銭を原資として当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の取得を行ったうえで、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して当社が付与するポイントに応じた数の当社株式を交付するという株式報酬制度です。当該ポイントは、当社が制定する株式交付規程に従って、当社の業績等に応じて従業員に付与され、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。また、交付される当社株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより、原則として退職までの譲渡制限を付すものといたします。

本信託による当社株式の取得資金は、上記のとおり全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。更に、上記の通り退職までの譲渡制限を付すため、株式交付後も継続して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることが可能です。

なお、本信託における当社株式の取得内容（金額、取得方法）等の詳細が決定いたしましたら、改めてお知らせいたします。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は従業員を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は従業員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者として）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は従業員に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした従業員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 交付された当社株式については、当社と当該従業員との間で、交付日から当社を退職する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。

3. 本信託について

(1) 名称	従業員向け株式交付信託（RS 信託）
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	未定
(4) 受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
(6) 議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	2025年2月（予定）
(9) 信託の期間	2025年2月～2027年8月末日（予定）
(10) 信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以上